

政令第百六十五号

古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

古物営業法の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年四月一日とする。

## 理由

古物営業法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。